

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

《保険年金課》

【回答】

本市におきましては、一般会計からの法定外繰入額は、平成27年度決算で8億3千万円、平成28年度決算見込みで7億2千万円となっており、毎年多額の繰入を行っています。今後の法定外繰入につきましては、被保険者への影響も考慮しつつ、どのような対応が可能であるか検討してまいります。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

《保険年金課》

【回答】

国庫支出金の増額の働きかけにつきましては、毎年、埼玉県国民健康保険団体連合会及び埼玉県国保協議会西部ブロック国保強化推進協議会を通じて、国保負担割合の引き上げや財政措置の拡充、低所得者層に対する負担軽減策の拡充・強化を要望しておりますが、引き続き国庫負担金の増額等の保険者への支援強化を国等へ要望してまいります。

③ 国の保険者支援金を活用して下さい。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用して下さい。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

《保険年金課》

【回答】

国保の保険者支援制度とは、医療費適正化への取組や、国保が抱える課題の対応等を通じて、保険者機能の役割を発揮する観点から客観的な指標に基づき、保険者とし

での努力を行う自治体に対して支援金を交付し、国保の財政基盤の強化が目的となっています。国保税を引き下げするための支援金ではないと考えていますので、ご理解の程よろしく願いいたします。2016年度の実績額は約1億4,200万円、2017年度の見込み額は約1億3,900万円となっております。

④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

《保険年金課》

【回答】

本市の国保税賦課割合は、所得割・資産割（応能割）と均等割・平等割（応益割）を約7：3の割合で賦課しております。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

《保険年金課》

【回答】

子育て世帯の国保税軽減措置につきましては、今後、国の動向に注視し、調査検討をしていきたいと考えております。

(2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません（2016年社保協アンケート）。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

《保険年金課》

【回答】

保険税の減免につきましては、平成26年4月1日より富士見市国民健康保険税減免取扱要綱を制定しております。減免基準としましては、現金・収入等の要件を緩和し、生活保護基準の最大1.3倍まで減免の対象を拡大しております。また、周知等につきましては、納税通知書を発送する際のパンフレットの同封や、ホームページへの掲載により周知を図っております。

猶予規定につきましても、収税課において、災害や疾病等により一時的に納付が困難な場合は、申請により法に基づく徴収緩和制度である徴収猶予等の措置を適切に行

ってまいります。また、本市における保険税法定軽減につきましては、平成23年度から「7割・5割・2割」となっております。法定軽減率の引き上げについては、平成26年度から毎年改定されているところであります。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差押えしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

《収税課》

【回答】

引き続き、納期限内に納付いただけなかった方には、督促状、催告書等を送付し、納付の勧奨とともに納税相談の機会づくりをしてまいります。しかしながら、再三の納付のお願いや勧奨にもかかわらず納付いただけない場合は、財産調査を行い、その結果、財産が発見され、担税力があると判断したときは、法に基づき、財産の差押えを行います。差押えにおいては、法の規定に基づく差押禁止財産や差押禁止額に留意して行っています。

また、財産調査や納税相談等に基づき、財産がないことや生活が困窮していることが明らかな場合には、滞納処分の執行停止をしています。

なお、民事再生手続きを裁判所に申し立てている方などにつきましては、納税相談等を通じて状況を確認して対応をしています。

② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法15条にもとづく2016年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

《収税課》

【回答】

2016年度の納税緩和のうち、徴収の猶予及び換価の猶予の申請件数及び適用件数は共に0件です。また、滞納処分の執行停止の適用件数は581件です。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より3自治体増え26(41%)、10件未満はゼロも含めて前年より1自治体減少し40(63.5%)となりついで

ます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

《保険年金課》

【回答】

本市における資格証明の発行については、現在2名の方が対象となっておりますが、その発行については、平成19年度が最後となっております。この2名の方につきましても、現在、臨戸訪問等による接触、電話や文章通知などにより折衝の機会を図り、保険証の交付ができるよう進めております。

(5) 窓口負担の減額・免除について

① 患者の一部負担金の減免規定(国保法44条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるといのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

《保険年金課》

【回答】

窓口一部負担金の減免については、平成27年4月1日に、富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、生活保護基準の1.2倍までの収入の方の入院医療について、減免を行うこととしております。今後も被保険者の事情等を考慮し、適正に判断していきたいと考えております。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにして下さい。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

《保険年金課》

【回答】

一部負担金の減免の周知については、被保険証や納税通知書を発送する際に、制度についてのパンフレットを同封するとともに、保険年金課待合所にもパンフレットを設置し、市の広報やホームページにも記載しているところです。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

《保険年金課》

【回答】

市町村の運営協議会は存続されますので、引き続き富士見市国保運営協議会で諮問等を行ってまいります。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

《保険年金課》

【回答】

富士見市国保運営協議会では、委員の選出を「富士見市審議会等の設置運営に関する指針」に基づき、選出しております。被保険者代表の1名を公募にて選出しております。

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年より4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

《保険年金課》

【回答】

富士見市国保運営協議会では、一般傍聴の受付について、ホームページにて周知しております。また、議事録につきましてもホームページにて公開しております。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

《保険年金課》

【回答】

本市における特定健康診査につきましては、富士見市・ふじみ野市・三芳町の2市1町及び東入間医師会にて協議を行い実施いたしております。特定健診の本人負担をしていただくことにより、健康意識を持っていただくこと、また、特定健診への受診率向上等に向けた取組みに活用させていただきたいと考えております。

特定健診の項目の見直しについては、今後、項目の追加や変更につきましては、2市1町及び東入間医師会において協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

《健康増進センター》

【回答】

受診者の方に目的意識を持って受診していただくために、自己負担額を見直す考えはありません。また、個別実施のものは、特定健診との同時受診及び複数受診が可能ですが、医療機関によっては行えないものがあります。なお、胃がん検診については個別検診実施に向けて、現在検討をしております。その他の集団実施のものについて、個別検診への移行に向けて引き続き検討しております。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

《健康増進センター》

【回答】

市では、健康増進センターが中心となり、健康長寿のまちづくりを目指して、高齢者が身近な場所で運動と社会参加を継続するための拠点である「ふじみパワーアップ体操クラブ」を、町会など住民組織と協働して地域の中に増やしていく取り組みを行っています。

介護予防に効果的な「ふじみパワーアップ体操」を考案し、この体操と介護予防の基礎知識を勉強したボランティア「パワーアップ・リーダー」を養成し、パワーアップ・リーダーが地域の集会所などで体操クラブを開設、運営しています。平成18年度2クラブから始まり、現在は43クラブあり、毎週約1200名の市民が活動中です。リーダーとなる元気な高齢者が虚弱な高齢者を誘い活動することで、地域全体の健康寿命の向上を目指す取り組みとなっています。

また、食生活から市民の健康づくりを支援するため、富士見市食生活改善推進員協議会が、バランスの整った食事の調理実習や健康に関する情報を提供する「健康づくり料理講習会」を、市内7か所の公共施設において実施しています。

保健師の増員については、事業計画に基づいた適正配置に向けて人事担当と連携を取って進めています。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

《保険年金課》・《健康増進センター》

【回答】

健康教育・健康相談事業については、今後広域連合と連携を取りながら研究していきたいと考えています。健康に関するリーフレットについては、人間ドックを受診された方に対して、診断結果をご自身でチェックできる小冊子を検査後病院にて配布しています。保養施設の利用助成については、近隣に比べましても遜色のないものと考えており、本市の現状では、これ以上の助成は非常に厳しいと考えておりますので、ご理解願います。

特定健診については、実施にあたり2市1町と東入間医師会とで検査項目や検査料及び実施期間等の協議を行い、共同実施をしています。また、特定健診は病気の早期発見や生活習慣の見直しなど、ご自身の健康管理のために役立てていただく制度なので、基本的には一定の負担をお願いしていますが、今後2市1町及び東入間医師会との協議の中で検討していきたいと考えております。

人間ドックについては年間を通じて実施しています。現在の人間ドックの助成金は、近隣に比べましても遜色のない金額と考えますので、現行の水準を維持してまいりたいと考えております。

特定健診や人間ドックについては、広報やホームページでPRしています。

歯科健診につきましては、今年度より対象年齢を20歳以上までに拡大し、500円

の自己負担をいただいて、6月から2月の間で実施しています。他の検診同様に目的意識を持って受診していただくため自己負担額を見直す予定はありません。実施期間につきましては、重複受診の防止の観点から年間を通じての実施は難しいと考えております。また、周知につきましても、広報、ホームページ、ポスター掲示やチラシ配布等、今後も歯科健診の受診率向上に努めてまいります。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

《保険年金課》

【回答】

本市においては、資格証明書発行の実績はありませんが、短期保険証については納付相談に応じていただけない方に対して折衝機会の拡大を図ることを目的に、広域連合の決定を受けて発行しています。

保険証は保険料の滞納の有無に関わらず、すべての被保険者にお送りしています。また、他の医療制度と異なり、後期高齢者医療制度では1割負担が原則とされています。このため、すべての被保険者が安心して医療を受けられているものと理解しておりますので、状況把握は必要ないものと考えています。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

《高齢者福祉課》

【回答】

市内の訪問・通所介護事業所におきましては、ほぼ全ての事業所が総合サービスのサービスを提供できる状況となっており、現行相当又は市の基準のいずれかの基準に基づきサービスを提供しております。これにより、要支援認定を受けている方が、認定更新により再度要支援認定を受けた場合は、これまでと同様に話し合い、ケアマネジメントを行った上で、引き続き同じ事業所からのサービスを利用することは可能です。

市の基準における特長としては、訪問・通所とも、サービス提供時間ごとの区分を設け、短時間の利用を選択できるようにすることで、結果として費用を抑えたサービス利用を可能とした点などがあげられます。なお、要支援認定者だけでなく、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られる「事業対象者」につきましても、サービスの利用が可能となったため、利用者数の増加が考えられます。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

《健康増進センター》・《高齢者福祉課》

【回答】

市の介護予防事業は、健康増進センターが直営で実施しています。高齢者の方々が必要性を理解し、地域の中で実践していけるために、重視している事業の一つ目としては、集中型介護予防教室の「はつらつ教室生活機能アップコース」があります。この教室は、虚弱な高齢者を対象におおむね週1回を6か月間通い、運動器機能の維持向上と仲間づくりを目指すものです。送迎バスを用意しているため、市内全域から通うことができ、修了後には、地域の参加場所に通えるように、その方にあった活動場所を紹介しています。二つ目としては、高齢者が身近な場所で運動と社会参加を継続するための拠点である「ふじみパワーアップ体操クラブ」を地域の中に増やしていく取り組みを行っています。この体操と介護予防の基礎知識を勉強したボランティア「パワーアップ・リーダー」を養成し、クラブを開設・運営していますが、いずれも作業療法士と保健師で事業を展開しています。

認知症に対する住民への理解につきましては、認知症サポーター養成講座を市内のキャラバンメイトが要望に応じ開催して理解促進を図っています。認知症の方がより安心して住み慣れた地域で生活できるように、より多くの方にサポーターになっていただけるよう、今後も進めていきたいと考えております。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内30ヵ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

《高齢者福祉課》

【回答】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、1日に複数回の定期的な訪問に加えて24時間対応のオンコール体制の確保など、在宅生活を維持するために効果的なサービスであると認識しており、埼玉県においても県内全ての保険者での導入を目指している状況です。当市では、第6期高齢者保健福祉計画に基づき、平成29年4月に1事業所の指定を行いました。今年度は、ケアマネジャー等へ制度の説明や、事業所からの説明の場を設けたりしながら、必要な方が適切にサービス利用につながるよう努めてまいります。

在宅医療と介護の連携につきましては、2市1町で平成24年度より東入間医師会の協力を得て検討を開始し、同26年からは医療と介護連携会議として、定期的な会議や研修を行ってきています。昨年11月には、東入間医師会館内に「地域医療・介護相談室」が開設され、ケアマネジャーや病院等関係機関、家族からの医療に関する相談を受けています。まだ周知が不十分ですので、介護サービスの利用だけでなく、

在宅医療が適切に受けられるような体制に向けて、連携を進めてまいります。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

《高齢者福祉課》

【回答】

特別養護老人ホームなどの介護基盤の整備につきましては、第6期高齢者保健福祉計画に基づき計画的に整備を進めており、平成29年4月に、地域密着型特別養護老人ホーム1か所の指定を行いました。なお、今後の施設整備につきましては、第7期高齢者保健福祉計画において、検討を進めてまいります。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護度3以上の高齢者に限定することにつきましては、厚生労働省から軽度（要介護1・2）の要介護者につきましてもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所を認める考えが示されていますので、その趣旨を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

《高齢者福祉課》

【回答】

介護労働者の処遇改善につきましては、平成29年度の介護報酬改定により、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、介護職員処遇改善加算の拡充が行われました。当市でも、全ての地域密着型事業所及び総合事業のサービス事業所に周知し、ほとんどの事業所がこの加算を適用し、キャリアパスの作成や賃金改善などに取り組みながら、介護職員の処遇改善に努めている状況です。併せて、国や県の施策として、介護業界のイメージアップなどに取り組む考えが示されておりますので、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、当市では、平成26年度から介護職の入口としての研修と位置付けられている介護職員初任者研修を実施しており、今後大幅な不足が見込まれている介護人材の確保や定着率の向上に向けて取り組んでいる状況です。

6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護

1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上上げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

《高齢者福祉課》

【回答】

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において、要介護1・2の人に対する生活援助サービスの地域支援事業への移行などが議論されておりましたが、慎重な検討が必要との姿勢が示され、当面の間は現行通りと結論づけられました。しかし、財政がひっ迫している介護保険制度をいかにして持続していくかとの観点から、継続的な議論が行われておりますので、市といたしましては、今後の国の動向について注視してまいりたいと考えております。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

《高齢者福祉課》

【回答】

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）は、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的・継続的に支援する地域包括ケアの中核機関として、身近な地域で相談が受けられるよう、日常生活圏域5圏域全てにセンターを設置しています。

総合相談支援業務や権利擁護業務等の基本業務の他に、包括的支援事業に位置づけられた認知症施策の推進や地域ケア会議の充実、在宅医療介護連携推進、生活支援体制整備等があり、関係機関や地域との連携に努め、各圏域で地域包括ケアシステムの充実に向けて、中心的に取り組んでいく必要があります。高齢者人口の増加だけでなく、身体的に機能が低下しやすい後期高齢者が増加しており、さらに認知症や一人暮らしの方で問題を抱えている方なども多く、相談や対応件数は増えている状況です。

地域との関係構築や認知症の方への支援を充実していくためには、人員も時間も要するため、平成27年4月からは各高齢者あんしん相談センターに1名増員し4名体制としていますが、平成29年4月からは、総合事業開始に伴う業務の増加が見込まれたため、各高齢者あんしん相談センターにケアマネジャーを増員し、人員体制の強化をしたところです。今後の事業展開や各圏域の状況をみながら適正な人員配置を検討していきたいと考えております。

また、医療と介護の連携における高齢者あんしん相談センターの役割につきましては、高齢者が医療と介護の両方を必要とする状態となった場合、本人や家族の相談対応だけでなく、必要なサービスを利用していけるようケアマネジャーへの支援や、「地域医療・介護相談室」、医師等との連携体制を作っていく必要があると考えております。

地域医療介護総合確保基金は県の予算であり、在宅医療提供体制充実支援事業とし

て、地域住民や医療・介護関係者の相談を受け付ける在宅医療連携拠点の整備、在宅医療を支える往診医の登録制度、往診を受けている方の急な入院加療に備える在宅療養支援ベッドの確保等が、支出の対象となっております。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

《高齢者福祉課》

【回答】

介護保険料の減免につきましては、災害やその他特別な事情による収入の激減等に対して行っており、また、市の単独支援策として行っている利用料の補助につきましては、非課税世帯等の要件に応じて、1/2または1/4の補助を行っています。利用料の1割から2割への変更では、利用者負担が一定の基準額を超えた場合、高額介護サービス費で対応しています。両制度につきましては、現行のとおり継続していきたいと考えております。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

《高齢者福祉課》

【回答】

第7期の介護保険料につきましては、被保険者数の増加や、それに伴う給付費の伸びを考慮いたしますと、引き下げは困難な状況と推察されます。今年度、学識経験者や市民代表らで構成される介護保険事業推進委員会において、適正な給付費の推計を行いながら検討していきたいと考えております。なお、介護保険給付費準備基金につきましては、平成28年度末現在で約3億6,500万円となっておりますので、可能な限り取り崩しを行い、保険料の急激な上昇を抑えてまいりたいと考えております。

平成28年度に実施した高齢者実態調査では、地域での活動に「参加していない」との回答が約5割でしたが、「参加したい」「参加してもよい」と回答した方が約6割であったので、参加意欲をもった方の地域活動を充実していくことが求められていることがわかりました。また、近所や地域にしてほしい手助けは、「声かけ」「買い物」「掃除・ゴミ出し」が上位となっており、支援の受け手と担い手をつなぐ仕組みづくりが求められています。

昨年度の被保険者数については、概ね見込みどおりでしたが、給付費については計画ほど伸びておらず、計画値の約91%となりました。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

《障がい福祉課》

【回答】

本市では、既に協議会を設置しております。また、今年度、地区社協主催の「まちな点検活動」に道路治水課、交通・管理課と共に参加してまいりました。今後もそのような取り組みに協力していきたいと考えております。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

《障がい福祉課》

【回答】

本市では、障がい者虐待発生時や、家族が緊急に治療を要する時などに、受け入れ先や支援方法を探して対応しております。いつでも入所ができるように空き部屋を確保することは法人等事業所の運営上厳しいため、今後も本人の状況に応じ、ショートステイ、グループホーム、医療機関、ホームヘルプサービス、日中活動が可能な施設等について、調整を図ることで対応してまいりたいと考えます。

なお、富士見市内のショートステイ利用は2事業所4床となっており、他市を利用している実人数は24人です。

3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

《障がい福祉課》

【回答】

本市では、精神障がい者を主対象とした就労継続支援事業を行っているNPO法人に対し、家賃及び人件費の一部補助を行っております。また、ほとんどの事業所が障害者総合支援法のサービスへ移行していることから、他市町村の地域活動支援センターを利用している人は現在、本市にはいないものと把握しております。

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

《障がい福祉課》

【回答】

本市では、県の基準に基づいて生活サポート事業を実施しておりますが、利用相談や登録者数が年々増加している一方で、事業所の人材不足が課題となっています。ご質問の、制度の拡充や負担軽減等の支援策につきましては、このような課題の他、当該制度の継続にあたっては限られた予算で実施しておりますことから、県に対して要望はいたしますが、市単独で対応することは難しいと考えております。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

《障がい福祉課》

【回答】

本市の自立支援協議会、特に相談支援部会では相談支援チーム、就労支援チーム、児童チームの3チームそれぞれが、ほぼ毎月自発的に集まり活発な協議を行っております。また、第4期富士見市障がい者支援計画につきましては、アンケート調査や、各団体からの意見聴取、パブリックコメント等を実施した上で作成いたしますので、必要なものが反映されるものと考えております。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

《障がい福祉課》

【回答】

誰もが住み慣れた地域で普通の生活を送ることは、市としても目指すべき姿であると考えます。入所施設の整備を市が単独で行うことは考えておりませんが、より

地域生活に近いグループホームや自立訓練施設については、法人等から市内に設置するという話があった場合には、法人が県に提出する「市からの意見書」について必要性の高い事業であることを述べるなど、協力をするとともに、計画については今後も自立支援協議会等で検討してまいりたいと考えます。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

《障がい福祉課》

【回答】

急速な高齢化が進む中、障がい者施策に限らず、医療、介護保険関係を始め、本人のニーズに合った制度の利用は、社会生活全般に関係する大きな課題であると考えます。歳を境にしての介護保険の利用につきましては、介護保険優先の原則により実施しておりますが、機械的に介護保険をあてはめるのではなく、障がい固有のサービス（同行援護等）等は、介護保険担当やケアマネージャーと相談しながら、本人に必要なサービスを決定しております。

このような中、本市といたしましては、今後も国や県の基準に準じて事業を実施してまいりたいと考えております。

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

《障がい福祉課》

【回答】

本市では原則現物給付ですが、前期・後期高齢者医療加入者につきましては、高額療養費の限度額が一般加入者と比べ低く設定されていることから、医療費の二重払いを防ぐために償還払いとしており、現物給付方式は難しいものと考えます。

また、精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とすることにつきましては、財政上厳しいものと考えますので、当面県の動向を見守りたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

《保育課》

【回答】

平成29年4月1日現在、入所保留通知を発送している児童数は177人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

《保育課》

【回答】

本市では待機児童対策として、平成23年4月に社会福祉法人による90人定員と70人定員の認可保育所を開設したのをはじめ、認定こども園に移行する幼稚園による低年齢児保育所の開設、認可保育所の増改築等の整備を行っています。今年4月にも、認定こども園の増築により定員を60人増やしたほか、既存の幼稚園が認定こども園に移行するなど、この6年間で777人の定員増を凶ったところです。今後につきましても、認可保育所を含め保育施設整備を進めてまいります。

国への働きかけについては、様々な機会を通じて要望してまいりたいと思います。

地域型保育事業（小規模保育施設）への給付費については、昨年度より賃借料加算が増額されています。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に10000円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

《保育課》

【回答】

保育士の処遇改善については国でも実施しておりますが、市としても民間保育園に対し市単独で、保育士職等給与調整事業補助金（正規職員18,000円/月、臨時職員9,000円/月）や職員処遇改善事業補助金（35,000円/年）といった補助を継続実施することで保育士の処遇改善に取り組んでおります。

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

《保育課》

【回答】

本市においては、保育料の階層を国よりも多くし、また、保育料を1国基準よりも低く設定することで保護者負担の軽減を凶っています。

また、平成27年度より県と共同で第3子以降の0、1、2歳児を対象とした多子

世帯保育料の軽減も実施しております。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

《保育課》

【回答】

保育所の統廃合等は、現在のところ予定はありません。

育児休業取得に係る上の子の取扱いについては、条件付きで引き続き在籍を認める現状の取扱いを変更する予定はありません。

認定こども園への移行については、幼稚園、保育所を運営する事業者の意向を十分に踏まえることが必要である、という内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室からの通知も出されていることから、市としては法人の意向を尊重し適切に対応してまいります。

【学童】

5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

《保育課》

【回答】

放課後児童クラブの施設整備につきましては、小学校在籍児童数の推移や保護者の就労に伴う放課後利用率の状況などを踏まえて計画的に整備を進めており、平成22年度以降、待機児童は発生しておりません。最近では平成27年度に5クラブ（鶴瀬第2・第3、水谷第2・第3、勝瀬第2）の整備を行いました。また、今年度はつるせ台第2・第3クラブ（2階建て）の建設を予定しています。

今後も「支援の単位」ごとに国の基準を上回る数の職員を配置し、子どもたちの安全・安心な生活を保障していきます。

6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

《保育課》

【回答】

放課後児童支援員及び補助員の処遇につきましては、国・県の交付金を活用して平成26年度から補助事業を実施しており、今年度も指定管理者からの申請に基づき、常勤職員で月額22,000円、臨時職員で月額5,000円の上乗せを実施しています。職員数につきましては、「支援の単位」ごとに国の基準を上回る数の職員を配置し、子どもたちの安全・安心な生活を保障しています。また、指定管理者の提案に基づき、

市内の放課後児童クラブに南北の2ブロック体制を敷き、それぞれにブロック副管理者を置き、効率的な管理運営を行っています。

7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

《保育課》

【回答】

トイレにつきましては、男女共用トイレであった5クラブにおいて平成27年度に男女別化の改修を完了しました。また、便器はすべて洋式であり、多目的トイレにはウォシュレット便器を設置しています。

空調設備につきましては、すべての施設にエアコンを設置し、専門業者による分解洗浄・点検調整を3年に1度実施しています。また、猛暑日の冷房効果を高めるため、エアコンと天井・壁掛け扇風機との併用やへちま苗によるグリーンカーテンの設置など、熱中症の予防対策を講じています。

【子ども医療費助成】

8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

《子育て支援課》

【回答】

富士見市では、平成22年10月診療分より入院・通院ともに中学校3年生のお子さんまで、医療費の無料化を実施しております。この医療費無料化について、現時点では18歳まで拡大する予定はございません。

また、埼玉県への要請については、埼玉県市長会や県からの要望事項照会を通して、中学3年生までの拡大要望を行っております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでのちに關わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

《福祉課》

【回答】

これまでも、保険年金課や税務課、子育て支援課、人権・市民相談課等の各課から生活保護の相談につながったケースは多々あり、今後も各課と連携し困窮されている

方の支援に当たるよう努めてまいります。

生活保護制度につきましては、市のホームページや市民便利帳などに掲載し、周知を図っております。また、生活困窮者の相談窓口である生活サポートセンター☆ふじみのチラシを市役所内窓口や各出張所、公民館に置き、市民への周知を図っています。生活に困っている市民が気軽に生活サポートセンターへ相談できることにより、必要に応じて生活保護申請につながっていると考えております。

また、生活保護のしおりや申請書は福祉課窓口に用意しており、必要な市民の方にはお渡しし、その際には制度のご説明も行っております。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

《福祉課》

【回答】

同意書は、生活保護の決定にあたり調査の必要があるため、提出をお願いしております。

資産申告書につきましては、保護申請時の他、保護受給中も年に1回お願いしております。通帳のコピーは預金残高の確認のためにご協力をお願いしていますが、強要ではございません。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

《収税課》

【回答】

市では、生活保護受給者の開始前の国保税等について、執行停止処理を適切に行っております。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯のくらしが圧迫され、健康で文化的なくらしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

《福祉課》

【回答】

平成28年度の生活保護施行事務監査において、改定となった扶助基準を改定前の基準に戻すように要望を提出しております。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

《福祉課》

【回答】

ケースワーカーの人数は、現在標準数に達しております。また、全ケースワーカーが社会福祉主事の資格を有しており、社会福祉士、精神保健福祉士も配置されております。内部、外部の研修も重ねており、受給者や相談者の方々に対し、丁寧かつ適切な対応ができるよう今後も努めてまいります。面接相談員は非常勤職員ですがベテランの職員を配置しており、正規職員の配置の予定は今のところございません。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

《福祉課》

【回答】

無料定額宿泊所は一時的な宿泊施設と認識しており、在宅で生活する事が可能な方については、居宅設定の手続きをしております。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

《福祉課》

【回答】

自立相談支援事業につきましては、社会福祉協議会に委託し、生活サポートセンター☆ふじみにて実施しております。実績としましては、平成27年度に新規相談270件、支援プラン作成14件、平成28年度は新規相談270件、支援プラン作成75件であり、県内でもトップクラスの実績を上げています。社会福祉協議会は長年にわたり本市において地域福祉活動を推進してきた信頼と実績があり、今後も委託を継続していく予定です。

また、生活保護につなぐべき相談者については速やかに福祉課につないでいただいております。逆に保護廃止になった受給者のその後のフォローを生活サポートセンターに依頼するなど、連携した支援に努めているところです。

子どもの学習支援につきましては、今年度より教室を2ヶ所に増設し支援の充実を図っております。住宅確保給付金につきましても引き続き相談支援の充実を図ってまいります。

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっております。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

《福祉課》

【回答】

各種福祉資金については生活サポートセンター☆ふじみが窓口になり、相談を受け付けております。緊急小口資金につきましても、わかりやすく丁寧にご案内しております。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

《学校教育課》

【回答】

入学予定児童生徒の新入学用品費の支給額につきましては、本年度に「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」の改正を受け国基準単価に合わせた形で支給する準備を進めているところでございます。

また、来年4月に中学校に入学予定の生徒につきましては、6年生での申請を基に、中学校入学前の3月に新入学用品費を支給する方向で、現在、事務を進めているところでございます。